

○中津川市立図書館設置条例

昭和33年3月24日条例第7号

〔注〕令和5年3月から改正経過を注記した。

改正

昭和38年10月5日条例第32号

平成17年2月4日条例第8号

令和5年3月28日条例第1号

中津川市立図書館設置条例

(設置)

第1条 図書記録、新聞、雑誌その他必要な資料を収集、整理及び保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 区分 | 名称 | 位置 |
|-----|----------|---------------|
| 中央館 | 中津川市立図書館 | 中津川市新町2番34号 |
| 地域館 | 蛭川済美図書館 | 中津川市蛭川2178番地2 |

一部改正〔令和5年条例1号〕

(職員)

第3条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年10月5日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項に規定する実施の日から適用する。

附 則（平成17年2月4日条例第8号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月13日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第1号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。（令和5年3月規則第16号で、同5年7月15日から施行）